

■報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成24年1月20日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成23年度 十和複合施設建設工事（電気設備）」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月15日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成23年度 十和複合施設建設工事（電気設備）
工 事 場 所	四万十町 十川 地内
契 約 の 金 額	65,096,850円（内消費税3,099,850円）
変更契約金額	63,708,750円（内消費税3,033,750円）
増 減 額	△1,388,100円（内消費税 △66,100円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町大井野字船戸92番地7 株式会社 四電工 窪川営業所 所長 岡田 勝幸

【変更理由及び内容】

- 電話機本体を購入からリース契約に変更したことによる減額。
- 電話機をリース契約にしたことにより端子盤の形状を変更したことによる増額。
- その他精査による変更。

【変更金額内訳】

- 電話機をリース契約に変更 2,287千円（減額）
- 端子盤の形状変更 173千円（増額）
- その他精査による変更 725千円（増額）